

# 社会保険

# いばらき

# 3

協会けんぽ茨城支部の健康保険料率は変更となります

2022 March  
NO. 524

- 令和2年度インセンティブ制度取組結果
- 傷病手当金の支給期間が通算化されます
- 人事異動の季節です。届出は正しく速やかに
- 街角の年金相談センター（水戸・土浦）をご利用ください



花の八卦堂（撮影：弘道館公園（水戸市））：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

お知らせします  
保険料率を

(4月納付分)から  
令和4年3月分



職員の  
健康守子です  
協会けんぽに  
加入の皆さま

# 安心と健康のそばに **協会けんぽ** (全国健康保険協会)

## 茨城支部の 健康保険料率は**変更となります**

令和4年2月分(3月納付分)まで

**9.74%**

令和4年3月分(4月納付分)から

**9.77%**

## 介護保険料率も**変更となります**

令和4年2月分(3月納付分)まで

**1.80%**

令和4年3月分(4月納付分)から

**1.64%**

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和4年4月分の保険料率から変更となります。



各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。加入者の皆さんに、

①年に1回健診を受けていただくこと

②保健指導の利用や医療機関への早期受診で重症化を防ぐこと

③企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)

などに取り組んでいただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、  
保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

**皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります。**

## 皆さまの取組で保険料率が変わる！ 令和2年度インセンティブ制度取組結果

### インセンティブ制度とは？

インセンティブ制度とは、加入者の皆さまの健康管理や医療費節約のための行動が評価対象となり、以下の5項目について、全国の協会けんぽ47支部中上位23支部以内に入るとインセンティブ（報奨金）が付与され、保険料率の上昇が抑制されるという制度です。※令和2年度実施の結果は令和4年度保険料率に反映されます。

**総合順位 29位 / 47支部**



→ インセンティブなし

インセンティブ制度の対象項目 (評価指標)	実施率	全国順位	皆さまへのお願い
①特定健診等の実施率	52.3%	24位	協会けんぽの健診を年に1回受診しましょう
②特定保健指導の実施率	13.9%	44位	健診結果から保健指導のご案内が届いたら利用しましょう
③特定保健指導対象者の減少率	31.7%	38位	保健指導の対象者とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう
④受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	12.0%	4位	健診の結果、医療機関への受診を促されたら必ず受診しましょう
⑤後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合	78.8%	31位	後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選択しましょう

インセンティブ制度は、前年度比の伸び幅や伸び率も評価の対象となります。今後も健康維持・健康増進に向けた皆さま一人一人のご協力をお願いします。

### 制度改正のお知らせ

## 傷病手当金の支給期間が通算化されます

業務外のけがや病気のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に傷病手当金を支給していますが、健康保険法等の一部改正により、支給期間が変更となりました。

改正後では、支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えて、繰り越して支給可能となりました。

旧	新(2022年1月1日～)
支給を始めた日から起算して1年6か月	支給を始めた日から通算して1年6か月 ※2020年7月2日以降、傷病手当金の受給を開始した人が対象



【皆さまへのお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

## 日本年金機構からのお知らせ

# 人事異動の季節です 届出は正しく速やかに

## 従業員を採用したとき

### ◎資格取得届

#### ●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

#### ●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

#### ●提出期限

資格取得日から5日以内

#### ●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、平成28年10月1日から、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の5項目すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①国、地方公共団体に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること。
- ②週の所定労働時間が20時間以上であること。 ③雇用期間が1年以上見込まれること。
- ④賃金の月額が88,000円以上であること。 ⑤学生でないこと。

#### ●個人番号（基礎年金番号）欄

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

#### ●報酬月額欄

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

#### ●被保険者住所欄

個人番号（基礎年金番号）欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、住民票の住所を記入してください。

※住民票住所以外の居所等に日本年金機構からの各種お知らせ等の送付を希望する場合は、別途「住所変更届」を提出してください。

### ◎被扶養者（異動）届

#### ●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出してください。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

#### ●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

### ◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である外国籍の方の資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

#### ●留意事項

- ・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載されているローマ字氏名を大文字で記入して下さい。
- ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

### ◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、資格取得届の備考欄「1. 70歳以上被用者該当」に○を付けて下さい。

## 従業員が転勤・退職したとき

### ○資格喪失届

#### ●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

#### ●提出期限

資格喪失日から5日以内

#### ●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届とともに提出をお願いします。

## 被扶養者が就職したとき

### ○被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合は被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

## 退職後、引き続いで再雇用したとき

### ○60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

### ○60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したものとして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更することができます。

#### ●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

図1 被扶養者になることができる統柄

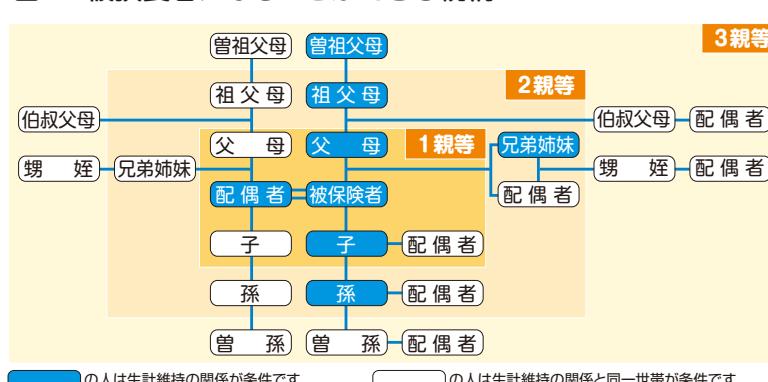
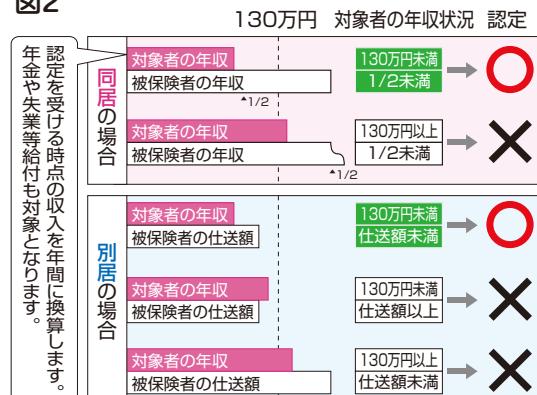


図2



資格取得届や被扶養者異動届などの各種届書は埼玉広域事務センターへ直接郵送してください  
届書の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階  
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

詳しくはねんきん加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

# 街角の年金相談センター(水戸・土浦) をご利用ください

## ◎予約相談を実施しています。

街角の年金相談センターでは、予約サービスを実施しており、お客様にお待ちいただく時間の短縮を図っています。ご予約をいただければお客様の都合の良い日・時間にご相談等が受けられますので、ぜひご利用ください。

**予約専用電話 0570-05-4890**

※予約希望日の1か月前から前日まで受付しています。

## 「ご相談の際には、次のものをご用意ください。」

- 身分の確認ができるもの（運転免許証、パスポート、住基カード、健康保険証等）
- 基礎年金番号のわかるもの

※代理人の方がご相談される場合には委任状が必要です。

### 街角の年金相談センター水戸



場所 / 310-0021 水戸市南町3-4-10  
水戸 FF センタービル1階  
(駐車場は隣の南町3丁目パーキングをご利用ください)

電話 / 029-231-6541

### 街角の年金相談センター土浦



場所 / 300-0037 土浦市桜町1-16-12  
リガール土浦ビル3階  
(駐車場はウララ駐車場をご利用ください)

電話 / 029-825-2300

※両センターともお電話での相談は行っておりませんので、直接窓口にお越しください。

相談受付時間／毎週月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

※月曜日は午後7時まで受付時間を延長

※毎月第2土曜日は午前9時30分～午後4時（街角の年金相談センター土浦のみ）  
(街角の年金相談センター水戸は第2土曜日は行っておりません)

「街角の年金相談センター水戸・土浦」は日本年金機構から全国社会保険労務士会連合会へ委託され、茨城県社会保険労務士会が運営しております。